

PEFC Trademarks PEFC 商標規格の変更と追加 骨子

()内の数字は原英文書の項目番号

黄色は日本語訳として未確定部分

商標の使用に関する要求事項

1. 全般的な要求事項

PEFC 商標は、企業の製品やブランドの一部としてその中に使用することはできない。(6.1)

2. ロゴライセンス

今後は、「PEFC 商標ライセンス」と呼ぶ。PEFC のイニシャル使用もここに含まれる。(6.2)

6.2.5 項は、PEFC 認証企業が例外的にプライベートなライセンス番号を取得することを許容。(6.2.5)

3. オンプロダクト使用は、今後グループ B (森林所有者・管理者) には許容されない。(6.3.2.2)

4. PEFC 商標のオンプロダクト使用の要求事項

・ PEFC 商標に関連する商品は明瞭でなければならない。(7.1.1.1)

・ 認証率は商品全体について計算する (7.1.1.) 2

・ 「PEFC 認証」ラベルはリサイクル率 99.9%まで使用可能となった。(7.1.2.2.a)

・ リサイクル率が 100%の場合は、「PEFC リサイクル」ラベルを使用しなければならない。

この場合、ラベル文言は「この製品はリサイクル材からの原材料を使用しています。」。(7.1.2.3)

・ 製品が PEFC 認証林からの原材料のみを使用している場合は、「PEFC ピュア」のラベルの使用ができる。この場合は、ラベル文言からリサイクルとコントロールドソース (管理材) の部分を除く。(7.1.2.4)

・ PEFC のイニシャル使用も、ラベル使用と同様と見做される。(7.1.3)

(最低認証率 70%、%数字の表示、ライセンス番号)

5. プロモーションを目的とする商標の使用

・ リテラーによる PEFC 認証製品のプロモーション用の商標使用に関する要求事項が追加された。(7.2.1.8)

イニシャルの使用もこれに準じる。(7.2.1)

6. PEFC ラベルツールキットに追加された図案上の仕様に関する要求事項が追加された。

ここには、ラベルのオプションな使用法やその許可申請方法が解説されている。(8)